

「全銀協 TIBOR の公表レート等の修正に係る取扱い方針（案）」に関する
市中協議で寄せられたご意見について

1. 市中協議で寄せられたご意見等について

- ・平成 29 年 2 月 24 日公表の「全銀協 TIBOR の公表レート等の修正に係る取扱い方針（案）」に関する市中協議（平成 29 年 3 月 28 日意見募集期限）に対して寄せられたご意見の概要および当運営機関の考え方は下表のとおりです。
- ・意見募集期限までに、ご意見を 1 件いただきました。ご協力に対し厚くお礼申し上げます。

寄せられたご意見の概要	当運営機関の考え方
○公表された全銀協 TIBOR にもとづく金融先物取引の最終決済価格を 14 時頃までに取引所として通知する必要がある。その後の全銀協 TIBOR の修正を受けた最終決済価格の変更は著しく困難であることから、修正時限を 14 時までとすることを希望する。	➤ 公表レート等の修正に関する方針として、「公表後のレート等は、原則として修正しないものとし、レート水準に著しい影響が生じる場合には修正することができる」としています。 ➤ 今回、例外として修正する場合の取扱いに関してご意見が寄せられたことを踏まえ、修正する場合の基準を明確化して公表することにより、全銀協 TIBOR 公表の手續の透明性を確保し、あわせて全銀協 TIBOR 公表レート等の修正に係る利用者の予見可能性を高めることとします。 ➤ 具体的には、以下の 3 点について明確化します。 ①「著しい影響」の判断基準としての 閾値 ②修正時限 ③修正後の公表レート等の内容 ※具体的な内容は「2.」を参照ください。

2. 市中協議結果を踏まえた明確化等について

上記「1.」を踏まえて、「全銀協 TIBOR の公表レート等の修正に係る取扱い方針」を以下のとおり明確化等します。

市中協議結果を踏まえた明確化後の内容	市中協議案	備考
<p>4. 公表レート等の修正に係る取扱い</p> <p>(1) 原則的な取扱い (略)</p> <p>(2) 例外的な取扱い 前項に関わらず、運営機関は、<u>当日 13 時 30 分までに判明した (※1) 誤算出の結果、公表レートの水準に著しい影響が生じる場合 (3 bp (0.03%)) を目途とする。なお、本水準については、必要に応じて見直しを行い、変更する場合には事前に周知期間を設けるものとする。</u> (※2) には、全銀協 TIBOR 運営委員会において公表レート等の修正について検討のうえ、理事会の決定により公表レート等を修正することができる。 運営機関は、公表レート等を修正した場合には、<u>当日 14 時まで</u>に (※1) 運営機関ウェブサイトとその旨を公表するとともに、事務代行会社を通じて、情報提供会社に修正後のレートを配信し公表するものとする。<u>なお、この場合の公表レート等は、当日の午前 11 時時点の公表レート等を修正したものとする。</u> (※3)</p>	<p>4. 公表レート等の修正に係る取扱い</p> <p>(1) 原則的な取扱い (略)</p> <p>(2) 例外的な取扱い 前項に関わらず、運営機関は、<u>リファレンス・バンクの呈示レート (※4) 誤算出の結果、公表レートの水準に著しい影響が生じる場合には、全銀協 TIBOR 運営委員会において公表レート等の修正について検討のうえ、理事会の決定により公表レート等を修正することができる。</u> 運営機関は、公表レート等を修正した場合には、<u>速やかに</u>運営機関ウェブサイトとその旨を公表するとともに、事務代行会社を通じて、情報提供会社に修正後のレートを配信するものとする。</p>	<p>※1 当日 13 時 30 分までに判明した誤算出に限り、公表レートの修正の検討対象とすることを明確化</p> <p>※2 「著しい影響」の判断基準としての 3 bp (0.03%) を明確化</p> <p>※3 修正後の公表レート等も全銀協 TIBOR の定義である午前 11 時時点のものであることを明確化</p> <p>※4 (不要記載の削除)</p>

(注1) 明確化等に係る該当箇所のみを抜粋しています (その他は変更ありません)。

(注2) 上記 (「4. (2)」、※2) の閾値については、金融環境が変化した場合には、閾値の見直しを行い、見直し後の閾値を事前周知のために公表することを予定しています。

以上